

○沖縄県立看護大学大学院における独立行政法人 日本学生支援機構奨学金の特に優れた業績による 返還免除候補者学内選考規程

(平成18年3月15日)

(趣旨)

第1条 独立行政法人日本学生支援機構に対して、特に優れた業績による返還免除制度の認定を受ける候補者（以下「返還免除候補者」という。）として推薦すべき者の選考に関する事項の調査審議については、沖縄県立看護大学における独立行政法人日本学生支援機構奨学金の特に優れた業績による返還免除候補者学内選考基準に定めるもののほか、この規程の定めるところにより行う。

(選考委員会の設置)

第2条 返還免除候補者の選考については、必要な場合、その都度、研究科委員会において沖縄県立看護大学における独立行政法人日本学生支援機構奨学金の特に優れた業績による返還免除候補者学内選考委員会（以下「委員会」という。）を設け、その審査を経るものとする。

(組織)

第3条 委員会は、研究科委員会が推薦する次の各号に掲げる委員（5人程度）をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、研究科委員会が推薦する者
- (3) その他研究科委員会が定めるところにより学長が指名する者

2 前項に掲げる委員は、学長が任命する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める

(調査審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 特に優れた業績による返還免除候補者の選考
- (2) 特に優れた業績による返還免除候補者の決定

(選考)

第6条 研究科長は、返還免除候補者の選考を必要とする場合は、研究科委員会に対し返還免除候補者の選考について発議するものとする。

(委員会の招集等)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき又はかけたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会は、返還免除候補者について審査し、研究科委員会へ報告する。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聴くことができる。

(投票等)

第9条 研究科委員会は、第7条第4項の規程による報告に基づいて、返還免除候補者を決定し、その結果に基づいて返還免除候補者を学長に推薦する。

2 前項の研究科委員会の成立には、構成員の5分の4以上の出席を要し、出席者の過半数の賛成をもって候補者の推薦を決定する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、学務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成18年3月15日から施行する。